

静岡県告示第534号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成17年5月20日静岡県告示第750号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和3年6月4日

静岡県知事 川勝平太

平成17年5月20日静岡県告示第750号の表中

「

区 域	区 分
伊東市区域（いとう漁業協同組合の地区（旧伊東市漁業協同組合の地区に限る））	① 大・小型定置漁業及び小型さんま棒受網漁業及びまき網漁業 ②～⑦ （略）

を

」

「

区 域	区 分
伊東市区域（いとう漁業協同組合の地区（旧伊東市漁業協同組合の地区に限る））	① 大型定置漁業、小型定置漁業及びまき網漁業 ②～⑦ （略）

に改める。

」